

東広島市電子入札実施要領

平成17年10月 1日施行
平成18年10月16日改正
平成19年 4月 1日改正
平成19年12月20日改正
平成21年 4月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成25年 4月 1日改正
令和 3年 4月 1日改正
令和 5年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程(昭和51年東広島市訓令第14号。以下「選定規程」という。)第1条に規定する建設工事等(以下「建設工事等」という。)について行う入札手続において、市の使用に係る電子計算機(端末を含む。以下同じ。)と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を利用して行う場合の事務取扱について、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この要領において、前条に定めるものの他、次の各号に掲げる用語の意義は、東広島市建設工事競争契約入札心得(昭和59年東広島市告示第30号。以下「入札心得」という。)に規定するところにより次のとおりとする。

- (1) 期間入札 入札参加者が、入札公告又は指名通知書(以下「通知書等」という。)に表示した入札期間内に、電子参加又は書面参加により入札書を提出する入札等(随意契約を含む。以下同じ。)をいう。
- (2) 開札日開札 期間入札において、通知書等に表示した開札期日に行う開札
- (3) 電子参加 通知書等に表示した入札期間内に、電子情報処理組織を利用して行う入札等
- (4) 書面参加 通知書等に示した時刻までに入札会場に入る(期間入札で、通知書等に表示した提出場所に参加することを含む。)とともに、契約担当職員の指示に従い、必要事項を記載した入札書を入札箱に投入すること。
- (5) 電子入札利用規程等 電子情報処理組織の利用規程(平成17年8月26日制定)

2 前条及び前項に定めるものの他、この要領において、用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札手続を処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して入札手続を行う入札等をいう。
- (3) 書面入札 電子入札システムを利用しないで入札手続を行う入札等をいう。
- (4) 利用登録者 電子入札システムを利用することができる者として登録されている者をいう。
- (5) 電子媒体 電磁的記録の方法によって情報を保存する媒体であって、CD-R等、その記録内容の書換えができないようにしてあるものをいう。
- (6) 開庁日 東広島市の休日を定める条例(平成4年東広島市条例第33号)第1条第1項に規定する市の休日以外の日をいう。

(電子案件)

第3条 電子入札は、建設工事等に係る一般競争入札、通常型指名競争入札及び随意契約のうち、市長が電子入札を適当と認めるもの(以下「電子案件」という。)について行うものとする。

2 電子案件の選定及びその内容の決定は、選定規程第5条第1項に規定する東広島市建設業者等選定審

査会（以下「審査会」という。）に諮ったうえで行うものとする。なお、手続の日時については、原則次に掲げるものとするほか、書面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。

- (1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とし、入札書受付開始及び締切予定日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札書受付開始予定日時は、入札日の午前9時とする。
 - イ 入札書受付締切予定日時は、アの日の翌開庁日の午後4時とする。
- (2) 開札日開札の予定日時は、前号イの日の翌開庁日の適宜の時刻とする。
- (3) 内訳書開封予定日時（市が工事費内訳書の内容を確認する予定日時をいう。）は、前号に掲げる時刻後とする。

- 2 市は、電子案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該電子案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 市は、前項の登録内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。ただし、システムにより登録を修正できない場合は、当該建設工事等の入札等を書面入札によって行うよう変更して、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。この場合においては、第5条第1項の規定を準用するものとする。

（電子案件への参加方法等）

第4条 電子案件は、電子参加を原則とし、参加ができる者（以下「電子入札者」という。）は、利用登録者に限るものとする。ただし、市長が特別と認める電子案件については、利用登録者以外の者等による書面参加を認めるものとする。

2 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、電子入札サブシステム利用者個別規約（平成16年11月15日施行。以下「規約」という。）に定める書面参加申請書により市へ申請し、当該電子案件におけるその後の手続について、書面参加をすることができるものとする。

- (1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再取得の手続を行っている場合に限る。
- (2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再発行の手続を行っている場合に限る。
- (3) その者の使用に係る電子計算機に障害が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になったとき。

3 前項による申請は、入札書提出締切日時の1時間前までに行わなければならないものとする。

4 書面参加に変更した者については、当該電子案件において、電子参加に変更又は復帰することを認めないものとする。

5 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた行為（前項の規定に違反することが明らかなものを除く。）があるときは、当該行為を無効とする。ただし、入札書の提出が重複した場合は、その両方を無効とする。

（システム障害等）

第5条 市は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に

必要な事項を連絡するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合にあつては、入札した者
- (2) 指名競争入札の場合にあつては、市が指名通知を行った者
- (3) 随意契約にあつては、市が見積もり業者としての選定を行った者

2 電子入札者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、市は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(公告)

第6条 一般競争入札である電子案件の公告には、電子案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

(指名通知)

第7条 通常型指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示した上で、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。ただし、書面参加者への通知は書面入札の例による。

(積算費内訳書の作成及び提出)

第8条 電子入札者が作成及び提出する積算内訳書については、別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、入札時に提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が規約第10条に定める入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。

2 前項ただし書の規定による積算内訳書の提出は、次の事項を記載した封筒に封入及び封印して行うものとする。

- (1) 提出者の商号又は名称
- (2) 積算内訳書が在中し、又は記録されている旨
- (3) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日開札の日時

(入札)

第9条 電子入札者は、電子入札システムを利用して入札額を入力し市に提出するものとする。随意契約に係る見積についても、同様とする。

(入札辞退等)

第10条 電子入札者は、入札等を辞退しようとするときは、入札することなく、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

2 入札書受付締切予定日時までに入札を行わなかった電子入札者（前項の規定により辞退した者を除く。）は、当該入札を辞退したものとみなす。

(書面参加における書類提出等)

第11条 電子案件においては、書面参加者が行うべき行為の方式及びこれに対して市が行うべき行為は、次に掲げるものを除き、書面入札の場合と同様とする。

- (1) 入札書は、入札書が在中している旨並びに第8条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して封印し、持参により市に提出するものとする。随意契約に係る見積書についても、同様とする。

- (2) 積算内訳書は、第8条第2項の規定により作成したものを持参により市に提出しなければならない。
- (3) 書面参加者の電子くじ番号は、「001」とする。

2 前項第1号の入札書の提出があったときは、市は、これを開封することなく入札箱に入れて、開札日開札の予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

(開札処理)

第12条 電子案件の開札処理を行うときは、入札心得第3条第4項の規定により立ち会いを認められた者を立ち合わせるものとする。また、書面参加がある場合かつ入札心得第3条第4項の規定により立ち会いを認められた者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 電子案件の開札は、書面参加者の入札書を開封してその入札金額を電子入札システムに登録したうえで、電子参加者の入札書を電子入札システムを使って一括開札する。
- 3 電子案件の落札者を決定したときは落札者決定通知書を発行し、落札者の決定を保留（以下「落札保留」という。）したときは保留通知書を発行する。
- 4 事後審査を要する案件については、電子システムを利用し、市は、開札後遅滞なく審査対象者に資格要件確認書類提出依頼書を発行するものとする。ただし、審査対象者が書面参加者の場合にあつては、適当な手段により資格要件確認書類提出依頼書を発行するものとする。
- 5 前項に規定する審査対象者は、入札案件ごとに定める資格要件確認書類等（以下「資格要件確認書類」という。）を別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、資格要件確認書類提出書に添付して提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が規約第10条に定める入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。
- 6 資格要件確認資料のうち、性質上電子化に適さないもの、その他電子ファイルによる提出に適さないものは、書面により提出するものとする。ただし、証明書等の原本であつて市長が認めたものについては、電子参加者に限りそれを電子化し前項の規定により提出ができるものとする。
- 7 審査対象者は、書面又は電子媒体で提出する添付資料がある場合は、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）に定める媒体提出通知書を電子入札システムの添付ファイルとして提出するとともに、添付資料に当該媒体提出通知書の写し（書面に限る。）を添えてこれを郵送（市が認めた場合に限る。）又は持参により提出期限となっている日時までに市に到達させなければならない。ただし、媒体提出通知書を電子入札システムの添付ファイルとして提出できない場合は、媒体提出通知書に記名押印したもので代えることができる。
- 8 市は、資格要件確認資料を提出した電子参加者に対して、資格要件確認書類提出書受付票を電子入札システムにより発行するものし、書面参加者には適当な手段により通知するものとする。
- 9 事後審査又は落札保留を行った後、調査等の結果により落札者を決定したときは、遅滞なく電子入札システムにより落札者決定通知書を発行する。ただし、落札者が書面参加者の場合は適当な手段により通知するものとする。
- 10 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定し、落札者決定通知書を発行するものとする。ただし、落札者が書面参加者の場合は適当な手段により通知するものとする。
- 11 開札を延期する場合は、市は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。
- 12 開札を中止する場合は、市は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するもの

とする。

(ICカードの不正使用等)

第13条 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事又は履行业務の進捗状況等を考慮して、契約を解除するかどうかを判断するものとする。

3 電子入札者がICカードを不正に使用等した場合には、指名除外等を行うことがある。

(書類の様式に関する特例)

第14条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年12月20日から施行する。

2 この要領の施行日前に、電子入札システムに登録された電子案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に、電子入札システムに登録された電子案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の東広島市電子入札実施要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後の通知書等に係る建設工事等の入札について適用し、施行日前の通知書等に係る建設工事等の入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

ファイル形式	アプリケーション名
文書・表計算ファイル	Word (Microsoft Corp.) 東広島市の情報管理主管課の推奨する形式以下
	Excel (Microsoft Corp.) 東広島市の情報管理主管課の推奨する形式以下
	P D F 東広島市の情報管理主管課の推奨する形式以下
	ドキュワークス 東広島市の情報管理主管課の推奨する形式以下
画像ファイル	その他 JPEG、TIFF 又は GIF 形式
圧縮ファイル	Lzh 又は Zip 形式。但し、自己解凍形式（EXE 形式）は、認めない。
その他市が認めた形式	